

ASNITE試験事業者－  
EPAエネルギースタープログラムに係る  
認定の特定要求事項  
(第1版)

平成22年10月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目次

1.	適用範囲 .....	3
2.	引用文献 .....	3
3.	用語 .....	3
4.	特定要求事項 .....	3
5.	技能試験 .....	4
6.	遵守事項の誓約 .....	4
様式 1	EPAエネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について .....	5
参考資料	.....	7

## ASNITE試験事業者－EPAエネルギースタープログラム に係る認定の特定要求事項

### 1. 適用範囲

この特定要求事項は、EPAエネルギースタープログラムに係る公表文書に基づいて、同プログラムに係る製品試験を実施するエネルギースター試験事業者に適用するASNITE認定の特定要求事項を定めるもので、エネルギースター試験事業者に対し、本特定要求事項に加え「認定一部門－TCRP21 ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」の試験所に対する要求事項（以下、「ASNITE一般要求事項」という）が適用される。

### 2. 引用文献

- (1) 認定一部門－TCRP21 ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項
- (2) ISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025) : 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- (3) ISO/IEC 17011:2004(JIS Q 17011) : Conformity assessment -- General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)
- (4) EPA文書「Conditions and Criteria for Recognition of Accreditation Bodies for ENERGY STAR® Laboratory Recognition (ENERGY STAR®試験所認可のための認定機関の認可に関する条件と基準)」及び「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準)」

### 3. 用語

この規程において、ISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025)及びISO/IEC 17011:2004(JIS Q 17011)で定義された用語を用いる。また、次の用語を使用する。

EPA: 米国連邦政府機関である米国環境保護庁

EPAエネルギースタープログラム: EPAが運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度

エネルギースター試験事業者: EPAエネルギースタープログラムに係る製品試験を実施するものとして製品評価技術基盤機構認定センター(IAJapan)によるISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025)に基づくASNITE認定を受けようとする試験事業者又は認定を取得した試験事業者

### 4. 特定要求事項

エネルギースター試験事業者は、EPAによって定められた「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準)」

[http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria\\_Laboratories.pdf](http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria_Laboratories.pdf)に規定されている要求事項を満足しなければならない。(和訳については参考資料を参照のこと)

なお、「ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」及びISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025)に規定されていない特筆すべき特定要求事項の一部は次のとおりである。

- (1) 試験事業者の被雇用者が倫理(ethics)や遵守(compliance)の監査に参加し、定期的にパスしているという証拠を有する。
- (2) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てに対し、報告や対処する機構(メカニズム)が実施されているという証拠を有する。
- (3) 試験事業者の試験施設、備え付け備品、装置、および従業員を活用する試験の実施方法を詳細に説明する、公認の各エネルギースター試験方法に関して、個別の試験事業者用試験方法を策定し維持する。

#### 5. 技能試験

エネルギースター試験事業者は、「ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」に定める技能試験要求事項に加えてEPAによって特定された関連する試験所間比較(ILC)に参加しなければならない。

#### 6. 遵守事項の誓約

エネルギースター試験事業者は、ASNITE認定の申請時に様式1の誓約書を製品評価技術基盤機構認定センターに提出しなければならない。

#### 附 則

この規程は平成22年10月1日から適用する。

様式1 EPAエネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター 殿

住 所  
名 称  
代表者名 印

EPAエネルギースタープログラムに係るASNITE認定の申請を行うに当たっては、下記の事項に従うことを誓約します。

記

1. エネルギースター試験事業者は、EPAによって定められた「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準)」  
[http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria\\_Laboratories.pdf](http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria_Laboratories.pdf)に規定されている要求事項に適合すること。
2. 試験所の試験施設、備え付け備品、装置、および従業員を活用する試験の実施方法を詳細に説明する、公認の各ENERGY STAR 試験方法に関して、個別の試験所用試験方法を策定し維持すること。
3. 試験結果に対する不当な影響を隠蔽または及ぼそうとするすべての企てについては、直ぐにEPA/DOE に通知すること。
4. EPA またはEPA から任命された代表者が、自己の裁量により、ENERGY STAR プログラム要件に対する適合あるいは適合の検証のために実施される、あらゆる試験に立ち会うことを認めること。
5. EPA/DOE が必要と判断する場合において、適切かつ利用可能な試験所の相互比較試験(ILC: inter-laboratory comparison)に参加することに合意すること。
6. 技能試験実施者からの指示において特に定められていない限り、通常の試験／校正および報告の方法に従ってILC を実施すること。
7. 要求に応じて以下の内容を EPA/DOE に提出すること。
  - (1) ILC の結果
  - (2) これら結果の分析、および、
  - (3) 異常あるいは容認できない結果に対する詳細な是正措置
8. 認定証明書と認定範囲のデジタル複写物を EPA に提出すること。この提出物には、少なくとも以下のものが含まれる。
  - (1) 認定の発効日
  - (2) 認定の有効期限(該当する場合)、および、
  - (3) ENERGY STAR に関連する認定された試験方法
9. 是正措置の計画と書類不備の解決方法を含む、ENERGY STAR 試験に関連する評価書類の複写物を、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターがEPA と共有することを認めること。
10. 試験所の以下の内容に影響を及ぼす主要な変更は、30 日以内にEPA と独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターの両方に報告すること。
  - (1) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況
  - (2) 組織構成および管理体制(例: 主要管理職員)
  - (3) 適切な場合において、方針または手続

(4) 所在地

(5) 重要な場合において、従業員、施設、作業環境、または他の資源、および、

(6) 試験所の能力、認可されている活動の範囲、または、ENERGY STAR 要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他事項

11. ENERGY STAR 試験方法に関するすべての問題は、解決のためにEPA に提出し、これら問題の解決に関連するEPA の決定に従うこと。

注) EPA: 米国環境保護庁

DOE: 米国エネルギー省

## 参考資料

## ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準

「ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準」は、財団法人省エネルギーセンターのホームページで公開している国際エネルギースタープログラムの「試験所のEPA認可要件(2010年6月:確定)の和訳」をもとにして、認定センターの文書として作成している。内容について、疑義が生じた場合は、EPAの原本に基づくものとする。

ENERGY STAR プログラムのEPA 認可の認定<sup>1</sup>試験所となるためには、試験所は、常に下記要件を遵守することに書面にて合意すること。

## 一般要件

- 1) EPA により認可された認定機関(AB: Accreditation Body)によるISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」に対する認定を維持する。ISO/IEC 17025 の特筆すべき内容には、試験所に対する以下の要件が含まれる。
  - a) 品質目標、責務、および運用方法を明確に示す指針を有している。
  - b) 試験を実施するために必要な教育と研修を受けている経験豊富な人材を雇用している。
  - c) 適切な試験に必要な物理的な設備と試験装置を有している。
  - d) 測定装置が正確で校正されていること、また校正記録が保持されていることを確保する。
  - e) 観察記録、試験データ、および計算のすべての原本の記録が保持されている。および、
  - f) 従業員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある、不当な内的または外的な商業上、財政上、あるいは他の要因による圧力や影響からの、試験所の管理体制および従業員の解放を確保するための取り決めを維持する。

注記: 試験所が製品試験の公平性を常に維持することを、EPA は期待している。

ISO/IEC17025 の要件と整合する公平性の証明には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない可能性がある。

- i) 試験所の結果について管理、実施、または検証を行う全職員の責務、権限、および相互関係が、職員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けないことを示す組織図。
- ii) 内部監査の日付、監査所見、および是正措置。

---

<sup>1</sup> ISO/IEC 17025 に対する認定維持の代替方法として、試験所は、EPA が認可する認証機関の監視付きまたは立ち会い付き製造事業者の試験所プログラム(SMTL/WMTL)に参加することができる。本選択肢に関する詳細については、「ENERGY STAR プログラムの認証機関の認可に関する条件と基準」の付属資料A を参照する。

- iii) 顧客からの苦情と是正処置。
  - iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
  - v) 試験所の被雇用者が倫理や遵守の監査に参加し、定期的にパスしているという証拠。
  - vi) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てに対し、報告や対処する機構(メカニズム)が実施されているという証拠。
- 2) 試験所の試験施設、備え付け備品、装置、および従業員を活用する試験の実施方法を詳細に説明する、公認の各ENERGY STAR 試験方法に関して、個別の試験所用試験方法を策定し維持する。
  - 3) 試験結果に対する不当な影響を隠蔽または及ぼそうとするすべての企てについては、直ぐにEPA/DOE に通知する。
  - 4) 試験所が試験予定の製品に対する ENERGY STAR プログラムにおいて説明されるとおりに試験方法を実施する試験所の具体的能力が、試験所の認定範囲に記録されている。<sup>2</sup>

注記：試験所と認定機関の負担を軽減するために、EPA は、ENERGY STAR 基準を改定するときに、試験所に対してその認定範囲の更新を求めない予定である。ただし EPA は、基準の現行バージョンのプログラム要件において説明されている試験方法と試験所の試験方法が引き続き整合していることを、試験所が確保することを求める予定である。さらに、試験方法における主な変更、例えば、基準改定により基準の前バージョンとは全く異なる試験方法が求められる場合は、新たに必要とされる試験方法を反映するように認定範囲を更新することが必要となる。

- 5) EPA またはEPA から任命された代表者が、自己の裁量により、ENERGY STAR プログラム要件に対する適合あるいは適合の検証のために実施される、あらゆる試験に立ち会うことを認める。EPA またはその任命された代表者は、立会人としてのみ活動し、いかなる方法においても試験所の試験業務に参加しないことに合意する。

#### 試験所の相互比較試験：

- 1) EPA/DOE が必要と判断する場合において、適切かつ利用可能な試験所の相互比較試験(ILC: inter-laboratory comparison)に参加することに合意する。
- 2) 技能試験実施者からの指示において特に定められていない限り、通常の試験／校正および報告の方法に従ってILC を実施する。
- 3) 要求に応じて以下の内容を EPA/DOE に提出する。
  - a) ILC の結果。
  - b) これら結果の分析。および、
  - c) 異常あるいは容認できない結果に対する詳細な是正措置。

---

<sup>2</sup> 該当する試験方法は、各ENERGY STAR 基準書の製品試験の章に記載されている。

**報告:**

- 1) 認定証明書と認定範囲のデジタル複写物を EPA に提出する。この提出物には、少なくとも以下のものが含まれる。
  - a) 認定の発効日。
  - b) 認定の有効期限(該当する場合)。および、
  - c) ENERGY STAR に関連する認定された試験方法。
  
- 2) 是正措置の計画と書類不備の解決方法を含む、ENERGY STAR 試験に関連する評価書類の複写物を、当該試験所のAB がEPA と共有することを認める。
  
- 3) 試験所の以下の内容に影響を及ぼす主要な変更は、30 日以内にEPA と当該試験所のAB の両方に報告する。
  - a) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況。
  - b) 組織構成および管理体制(例: 主要管理職員)。
  - c) 適切な場合において、方針または手続。
  - d) 所在地。
  - e) 重要な場合において、従業員、施設、作業環境、または他の資源。および、
  - f) 試験所の能力、認可されている活動の範囲、または ENERGY STAR 要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他事項。
  
- 4) ENERGY STAR 試験方法に関するすべての問題は、解決のためにEPA に提出し、これら問題の解決に関連するEPA の決定に従う。